



目次

訓令	ページ
◎江ノ口川水門操作規程の一部を改正する訓令	1
◎下田川水門等操作規程の一部を改正する訓令	1
◎浦戸湾水門等操作規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人権・男女共同参画課)	1
○公共測量の実施の通知 (3件) (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (7件) (")	2
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○令和6年度製菓衛生師試験の実施 (薬務衛生課)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	3

訓 令

高知県訓令第13号

土 木 部
高知土木事務所

江ノ口川水門操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

江ノ口川水門操作規程の一部を改正する訓令

江ノ口川水門操作規程（昭和49年4月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「台風」を「台風（河川又は海岸に相当の被害をもたらすと予想されるものに限る。次条第1項第3号において同じ。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月23日から施行する。

高知県訓令第14号

本 庁
中央東土木事務所

下田川水門等操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

下田川水門等操作規程の一部を改正する訓令

下田川水門等操作規程（昭和57年9月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

中央東土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第4条第2号又は第3号の規定により高潮警戒体制等（同条に規定する高潮警戒体制等をいう。以下同じ。）をとらなければならない。

第2条第1項第2号中「下田川水門地点の」を「高知地方気象台後免観測所において観測された」に改め、同項第3号中「台風」を「台風（河川又は海岸に相当の被害をもたらすと予想されるものに限る。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、同条第2項中「中央東土木事務所長（以下「所長」という。）」を「所長」に、「高潮警戒体制又は洪水警戒体制（以下「高潮警戒体制等」という。）」を「高潮警戒体制等」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第7条の規定により高潮警戒体制等を解除しなければならない。

第3条第2項中「所長は、」を「所長は、規則第7条の規定により」に改める。

第4条中「規則第8条第1項に規定する場合」を「所長」に、「とする」を「は、規則第8条第1項の規定により塩水の遡上を防止しなければならない」に改める。

第5条第1項中「故障の」を「故障した」に改め、同条第3項中「洪水警戒体制」を「規則第6条第2号の規定による洪水警戒体制」に改める。

第7条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「、又は」を「及び」に改め、同項第2号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第8条第1項中「操作実施要領」を「操作実施要領（次項において「操作実施要領」という。）」に改め、同条第2項中「に規定する要領を定めたとき、又は」を「の規定に基づき操作実施要領を定め、又は当該操作実施要領を」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月23日から施行する。

高知県訓令第15号

土 木 部
高知土木事務所

浦戸湾水門等操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

浦戸湾水門等操作規程の一部を改正する訓令

浦戸湾水門等操作規程（昭和49年5月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「台風」を「台風（河川又は海岸に相当の被害をもたらすと予想されるものに限る。次条第1項第3号において同じ。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月23日から施行する。

告 示

高知県告示第321号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第322号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

2	作業期間 令和6年4月8日から同年11月7日まで
3	作業地域 宿毛市橋上町坂本及び楠山
高知県告示第323号	
高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司	
1	作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
2	作業期間 令和6年4月8日から同年11月7日まで
3	作業地域 幡多郡三原村上長谷
高知県告示第324号	
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司	
1	作業種類 公共測量（用地測量）
2	作業期間 令和6年4月15日から同年7月31日まで
3	作業地域 長岡郡大豊町
高知県告示第325号	
高知県土木部須崎土木事務所長から令和5年2月高知県告示第54号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司	
高知県告示第326号	
土佐町長から令和5年5月高知県告示第267号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司	

高知県告示第327号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から令和5年6月高知県告示第331号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月23日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第328号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から令和5年11月高知県告示第730号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月23日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第329号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和5年12月高知県告示第768号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月23日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第330号

高知県土木部中央東土木事務所長から令和5年12月高知県告示第800号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月23日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第331号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年3月高知県告示第141号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月23日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第332号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和24年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、

下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。
令和6年4月23日
高知県知事 濱田 省司

港湾名	港湾施設名	委託した者		指定期間
		事務所の所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田4105番地	下田漁業協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島5番57-1号	片島地区長 橋本 壮一	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市大島6番24号	大島地区自治会 地区長 松浦 雅人	〃

宿毛湾港小筑紫地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市小筑紫町小筑紫121番地	小筑紫地区長 大島 康宏	〃
------------------------------	-----------------	--------------	---

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和6年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和6年7月10日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 受験願書の提出期間
令和6年5月30日（木）から同年6月6日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和6年6月6日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 6 合格者の発表
令和6年7月29日（月）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125

号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県庁で使用するP P C用紙 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社瓢千堂 高知市小石木町193番地6
- 5 落札金額
24,580,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和6年2月21日